共通構造部型式指定規則

1. 案内情報

①手続き名: 指定を受けた特定共通構造部の型式と同一と認められる型式につい

ての指定申請

②手続根拠 : 共通構造部型式指定規則第4条 ③手続対象者 : 指定特定共通構造部製作者等

④提出時期 : 指定を受けた特定共通構造部の型式と同一と認められる型式につい

て指定を申請するとき。

⑤提出方法 : 申請書様式に必要事項を記載のうえ国土交通省自動車局審査・リ

コール課へ提出してください。

⑥手数料 : 共通構造部1型式につき 国 7万円 機構 省令に定める額

⑦添付書類:提出先へお問い合わせください。

⑧申請書様式 : 共通構造部型式指定規則第4条(第2号様式)

⑨記載要領・記載例:下記の相談窓口へお問い合わせください。

2. 窓口相談

①提出先 : 国土交通省自動車局審査・リコール課

TEL 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 (内線 4 2 - 3 1 3)

FAX 0 3 - 5 2 5 3 - 1 6 4 0

②受付窓口:提出先へお問い合わせください。

③相談窓口:提出先へお問い合わせください。

3. 手続情報

①審査基準:提出先へお問い合わせください。

②標準処理期間:受付日から60日